

EN HOTEL Ise 宿泊約款

第1条（適用範囲）

私共のホテルが宿泊客との間で締結する宿泊契約及びこれに関連する契約は、この約款の定めるところによるものとし、この約款に定めのない事項については、法令または一般に確立された慣習によるものとします。

2 私共のホテルが、法令及び慣習に反しない範囲で特約に応じたときは、前項の規定にかかわらず、その特約が優先するものとします。

第2条（宿泊契約の申し込み）

私共のホテルに宿泊契約の申し込みをしようとする者は、次の事項を私共のホテルに申し出ていただきます。

- (1) 宿泊者の住所、氏名
- (2) 宿泊日及び到着予定時刻
- (3) 宿泊料金（原則として別表第1の基本宿泊料による。）
- (4) その他当ホテルが必要と認める事項

2 宿泊客が、宿泊中に前項第2号の宿泊日を超えて宿泊の継続を申し入れた場合、私共のホテルは、その申し出がなされた時点で新たな宿泊契約の申し込みがあったものとして処理します。

第3条（宿泊契約の成立等）

宿泊契約は、私共のホテルが前条の申し込みを承諾したときに成立するものとします。ただし、申込者においてホテル側が承諾したことを証明できなかった場合、もしくは当ホテルが承諾しなかったことを証明したときは、この限りではありません。

2 前項の規定により宿泊契約が成立したときは、宿泊期間の基本宿泊料を限度として当ホテルが定める申込金を、当ホテルが指定する日までに、お支払いいただきます。

3 申込金は、まず、宿泊客が最終的に支払うべき宿泊料金に充当し、第6条及び第17条の規定を適用する事態が生じたときは、違約金に次いで賠償金の順序で充当し、残額があれば、第11条の規定による料金の支払いの際に返還します。

4 第2項の申込金を同項の規定により私共のホテルが指定した日までにお支払いいただけない場合は、宿泊契約はその効力を失うものとします。ただし、申込金の支払期日を指定するに当たり、当ホテルがその旨を宿泊客に告知した場合に限ります。

第4条（申込金の支払いを要しないこととする特約）

前条第2項の規定にかかわらず、当ホテルは、契約の成立後同項の申込金の支払いを要しないこととする特約に応じることがあります。

2 宿泊契約の申し込みを承諾するに当たり、当ホテルが前条第2項の申込金の支払いを求めなかった場合及び当該申込金の支払期日を指定しなかった場合は、前項の特約に応じたものとして取扱います。

第5条（宿泊契約締結の拒否）

私共のホテルは、次に掲げる場合において、宿泊契約の締結に応じないことがあります。

EN HOTEL Ise 宿泊約款

- (1) 宿泊の申し込みが、この約款によらないとき。
- (2) 満室により客室の余裕がないとき。
- (3) 宿泊しようとする者が、宿泊に関し、法令の規定、公の秩序若しくは善良の風俗に反する行為をするおそれがあると認められるとき。
- (4) 宿泊しようとする者が、伝染病であると認められるとき。
- (5) 宿泊に関し合理的な範囲を超える負担を求められたとき。
- (6) 天災、施設の故障、その他やむを得ない事由により宿泊させることができないとき。
- (7) 宿泊しようとする者が、他の宿泊者に迷惑を及ぼす言動をしたとき。
- (8) 宿泊しようとする者が、「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」（平成 4 年 3 月 1 日に施行）による指定暴力団および指定暴力団員等（以下「暴力団」および「暴力団員」とする）またはその関係者、その他反社会的勢力であるとき。
- (9) 宿泊しようとする者が、暴力団または暴力団員が事業活動を支配する法人等であるとき。
- (10) 宿泊しようとする者が、法人で、その役員のうち暴力団員に該当する者がいるとき。
- (11) 宿泊しようとする者が、ホテル若しくはホテル従業員に対し、暴力、脅迫、恐喝、威圧的な不当要求を行い、あるいは合理的範囲を超える要求をしたとき。またはかつて同様な行為を行なったと認められるとき。
- (12) 宿泊しようとする者が、泥酔等により他の宿泊客に迷惑を及ぼすおそれのあるとき。

第 6 条（宿泊客の契約解除権）

宿泊客は当ホテルに申し出て、宿泊契約を解除することができます。

2 私共のホテルは、宿泊客がその責めに帰すべき事由により宿泊契約の全部または一部を解除した場合（第 3 条第 2 項の規定により私共のホテルが申込金の支払期日を指定してその支払いを求めた場合であって、その支払いより前に宿泊客が宿泊契約を解除したときを除きます。）は、別表第 2 に掲げるところにより、違約金を申し受けます。ただし、当ホテルが第 4 条第 1 項の特約に応じた場合にあつては、その特約に応じるに当たって、宿泊客が宿泊契約を解除したときの違約金支払義務について、私共のホテルが宿泊客に告知したときに限ります。

3 私共のホテルは、宿泊客が連絡をしないで宿泊当日の午後 8 時（あらかじめ到着予定時刻が明示されている場合は、その時刻を 2 時間経過した時刻）になっても到着しないときは、その宿泊契約は宿泊客により解除されたものとしてみなし処理することがあります。

第 7 条（当ホテルの契約解除権）

- (1) 第 2 条第 1 項の事項の明告を求めた場合において期限までにそれらの事項が明告されないとき。
- (2) 第 3 条第 2 項の申込金の支払いを請求した場合において、期限までにその支払いがないとき。
- (3) 第 5 条 (3) から (12) までに該当したとき。

EN HOTEL Ise 宿泊約款

(4) 寝室での寝たばこ、消防施設等に対するいたずら、その他私共のホテルが定める利用規則に従わないとき。

(5) この約款に応じて頂けないと判断した場合。

2 私共のホテルが前項の規定に基づいて宿泊契約を解除したときは、宿泊客がまだ提供を受けていない宿泊サービス等の料金はいただきません。

第8条（宿泊の登録）

宿泊客は、宿泊日当日、私共のホテルのフロントにおいて、次の事項を登録していただきます。

- (1) 宿泊客の氏名、年齢、性別、住所及び職業
- (2) 外国人にあたっては国籍、旅券番号、入国地及び入国年月日
- (3) パスポートの確認とコピーを取ること
- (4) 前日の宿泊地の確認
- (5) 出発日及び出発予定時刻
- (6) その他私共のホテルが必要と認める事項

第9条（客室の使用時間）

宿泊客が私共のホテルの客室を使用できる時間は、特約に定める場合を除き、午後 3 時から翌朝 10 時までとします。ただし、連続して宿泊する場合には、到着日及び出発日を除き、終日使用することができます。

2 当ホテルは、前項の規定にかかわらず、同項に定める時間外の客室の使用に応じることがあります。この場合には追加料金を申し受けます。

第10条（利用規則の遵守）

宿泊客は、当ホテル内においては、当ホテルが定めてホテル内に掲示した利用規則に従っていただきます。

第11条（料金の支払い）

宿泊客が支払うべき宿泊料金等の内訳及びその算定方法は、別表第 1 に掲げるところによります。

2 前項の宿泊料金等の支払いは、日本の通貨または当ホテルが認めた宿泊券及びクレジットカードにより、宿泊の登録の際または当ホテルが請求したとき、フロントにおいて行っていただきます。

3 当ホテルが宿泊客に客室を提供し、使用が可能になったのち、宿泊客が任意に宿泊しなかった場合においても、宿泊料金は申し受けます。

第12条（当ホテルの責任）

私共のホテルは、宿泊契約及びこれに関連する契約の履行に当たり、またはそれらの不履行により宿泊客に損害を与えたときは、その損害を賠償します。ただし、それらが私共のホテルの責めに帰すべき事由によるべきものでないときは、この限りではありません。

2 当ホテルの宿泊に関する責任は宿泊者が私共のホテルのフロントにおいて宿泊の登録を

EN HOTEL Ise 宿泊約款

行ったときに始まり、宿泊者が出発するために客室をあけたときに終わります。

3 当ホテルは、万一の火災等に対処するため旅館賠償責任保険に加入しております。

第 13 条（契約した客室の提供ができないときの取扱）

当ホテルは、宿泊客に契約した客室を提供できないときは、宿泊客の了解を得て、できる限り同一の条件による他の宿泊施設をあっ旋するものとします。

2 当ホテルは、前項の規定にかかわらず他の宿泊施設のあっ旋ができないときは、違約金相当額の賠償料を宿泊客に支払い、その補償料は損害賠償額に充当します。ただし、客室が提供できないことについて、当ホテルの責めに帰すべき事由がないときは、補償料を支払いません。

第 14 条（寄託物等の取扱）

宿泊客がフロントにお預けになった物品または現金並びに貴重品について、滅失、毀損等の損害が生じたときは、それが不可抗力である場合を除き、当ホテルは、その損害を賠償します。ただし、現金及び貴重品については、当ホテルがその種類及び価格の明告を求めた場合であって、宿泊客がそれを行わなかったときは、当ホテルは 5 万円を限度としてその損害を賠償します。

2 宿泊客が、当ホテルにお持込みになった物品または現金並びに貴重品であってフロントにお預けにならなかったものについて、当ホテルの故意または過失により滅失、毀損等の損害が生じたときは、当ホテルは、その損害を賠償します。ただし、宿泊客からあらかじめ種類及び価格の明告のなかったものについては、5 万円を限度として私共のホテルはその損害を賠償します。

3 美術品、骨董品などの品物はお預かりできません。

第 15 条（宿泊客の手荷物または携帯品の保管）

宿泊客の手荷物が、宿泊に先立って当ホテルに到着した場合は、その到着前に当ホテルが了解したときに限って責任をもって保管し、宿泊客がフロントにおいてチェックインする際お渡しします。

2 宿泊客がチェックアウトしたのち、宿泊客の手荷物又は携帯品が当ホテルに置き忘れられていた場合 1 ヶ月保管します。ただし、お飲み物、食品、新聞、雑誌、傘、その他廃棄されたと判断したものは翌日処分します。

3 前 2 項の場合における宿泊客の手荷物又は携帯品の保管についての当ホテルの責任は、第 1 項の場合にあっては前条第 1 項の規定に、第 2 項の場合にあっては前条第 2 項の規定に準じるものとします。

第 16 条（駐車場の責任）

宿泊客が当ホテルの駐車場をご利用になる場合、車輛のキーの寄託の如何にかかわらず、当ホテルは場所をお貸しするものであって、車輛の管理責任まで負うものではありません。ただし、駐車場の管理に当たり、当ホテル契約駐車場の故意または過失によって損害を与えたときは、その賠償の責めに任じます。

EN HOTEL Ise 宿泊約款

第 17 条（宿泊客の責任）

宿泊客の故意または過失により私共のホテルが損害を被ったときは、当該宿泊客は当ホテルに対し、その損害を賠償していただきます。

第 18 条（免責事項）

当ホテル内からのコンピューター通信のご利用にあたりましては、お客様ご自身の責任にて行うものといたします。コンピューター通信のご利用中にシステム障害その他の理由によりサービスが中断し、その結果利用者がいかなる損害を受けた場合においても、当ホテルは一切の責任を負いません。また、コンピューター通信のご利用に当社が不適切と判断した行為により、当ホテルおよび第三者に損害が生じた場合、その損害を賠償していただきます。

別表第 1 宿泊料金等の内訳（第 2 条第 1 項、第 3 条第 2 項及び第 11 条第 1 項関係）

宿泊客が支払うべき総額 内訳

宿泊料金 基本宿泊料（室料）

追加料金 その他の利用料金

税金 消費税等法令により規定される諸税

（注）税法が改正された場合は改正された規定によるものとします。

別表第 2 違約金（第 6 条第 2 項関係）

	不泊	当日	前日	2 日前	3 日前	5 日前	6 日前	7 日前	10 日前	14 日前	20 日前	30 日前
1～9 名	100%	80%	20%									
10～30 名	100%		80%	50%	20%							
31～50 名	100%			80%	50%		20%		10%			
51～100 名	100%			80%		50%			30%		20%	
101 名～	100%			80%				50%		30%		10%

注意

1. 違約金は、宿泊客から契約解除の通知を受けたその日から起算します。
2. %は宿泊料金に対する違約金の比率です。但し、朝食付等の宿泊パッケージは、その公示額（以下、パッケージ料金とする）を違約金として収受します。
2. 宿泊予約日数または室数を短縮した場合は、その対象となる短縮がキャンセルポリシーに該当する場合は、キャンセルポリシーの適用に応じた比率にて違約金を収受します。
3. その他、当ホテルが企画する宿泊パッケージまたは、特定団体において、前述の規定とは異なる違約金を定めることがあります。

ホテル利用規則

ホテルの公共性とお客様の安全かつ快適なご宿泊を確保するため、下記の規則をお守りいただくことになっております。この規則をお守りいただけないときは、ご宿泊のご継続及び館内施設のご利用をお断りさせていただくこともあります。

1, 館内のご利用について 2

- (1) 客室を許可なしに宿泊以外の目的にご使用にならないでください。
- (2) 館内に外部から出前をおとりにならないでください。
- (3) 廊下、客室内で暖房用または炊事用の火気をご使用にならないでください。
- (4) 火災防止のため、ベッドの中、禁煙室、その他火災の発生しやすい場所で喫煙なさないでください。
- (5) 外来客を客室内に招いて諸設備及び諸物品を使用させたりしないでください。
- (6) 館内及び客室内の備品をみだりに所定の場所から移動なさないでください。
- (7) 館内及び客室内の器具・備品の現状を許可なしに変更したり手を加えたりなさないでください。
- (8) 館内に次のようなものをお持込にならないでください。
 - イ 動物、鳥類等
 - ロ 悪臭及びお香類などの臭気が強く残るもの
 - ハ 常識的な量をこえる物品
 - ニ 鉄砲、刀剣等
 - ホ 火薬、揮発油の発火または引火しやすいもの
 - ヘ その他、他の宿泊客の安全性を脅かす物件と認められるもの
- (9) 館内及び客室内で高声、放歌または喧騒な行為等で、他のお客様に不快感をあたえたり迷惑をかけたりなさないでください。
- (10) 館内及び客室内でとばくや公序良俗に反する行為をなさないでください。
- (11) 館内で許可なしに他のお客様に広告物の配布や、物品の販売、寄付・署名を集めたりなさないでください。
- (12) 他のお客様に不快感をあたえたり、迷惑をおかけしたりするような疾病をおもちの方のご宿泊はお断りさせていただくことがあります。
- (13) 廊下やロビー等に所持品を放置なさないでください。
- (14) 客室よりの電話には施設利用料を加算させていただきますのでご了承ください。
- (15) 館内及び敷地内でお客様に迷惑をかけるような写真撮影は固くお断りさせていただきます。

EN HOTEL Ise 宿泊約款

- (16) ご面談はロビーでお願い致します。
- (17) 私共は多くて（最大で）も、4 昼夜の清掃不要希望をお受けするものとします。
4 昼夜を越えた場合は、客室の衛生維持管理のため清掃を行うものとします。
- (18) 次に掲げる組織、個人については、当ホテル内諸施設のご利用をお断りいたします。
 - (a) 暴力団、暴力団員、暴力団関係団体及びその関係者
 - (b) 暴力団または暴力団員が事業活動を支配する法人その他の団体の関係者
 - (c) 反社会的団体、反社会的団体員及びその関係者
 - (d) 暴行、傷害、脅迫、恐喝、威圧の不当要求及びこれに類する行為が認められる場合
 - (e) 心神耗弱、薬物等による自己喪失などご自身の安全確保が困難であったり、
他のお客様に危険や恐怖感、不安感を及ぼす恐れがある者
 - (f) ホテル利用規則の違反について、当ホテルより注意を受けて直ちにその行為を
止めなかった者
- (2) 前 (a) から (d) に該当する場合は、その時点以降、
一切のご利用をお断りさせていただきます。

2. お部屋のカードキーについて

- (1) ご滞在中お部屋からおでかけの際は、客室のカードキーを必ずお持ちになり施錠をご確認ください。
- (2) お部屋のカードキーは、当ホテル出発の時必ずフロントへご返却ください。